平成２２年（フ）第３１２号
福岡市城南区金山団地41番506号
債務者　木須さおり
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２９号
福岡県筑紫野市塔原東３丁目３番２―201号
債務者　國田　和俊
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３１号
福岡市東区三苫２丁目20番９号
債務者　黒木　正則
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３２号
福岡県筑紫野市二日市中央１丁目３番16号
債務者　大木　希美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４４号
福岡市南区弥永団地24番501号
債務者　川添　涼子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４９号
福岡市南区警弥郷１丁目20番１―503号
債務者　田島美沙子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７７号
福岡市早良区干隈６丁目13番５号
債務者　矢野　和幸
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７８号
福岡市早良区干隈６丁目13番５号
債務者　矢野　典子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３８０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北１丁目７番９号
債務者　太田　憲雅
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４１１号
福岡市博多区博多駅前４丁目36番34―607号
債務者　武下　　愛
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４３８号
福岡市東区若宮２丁目23番10号
債務者　和田　幸訓
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４４０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲447番地３
クィーンズヒル和泉コーポ101号
債務者　中内　志郎
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４４１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲447番地３
クィーンズヒル和泉コーポ101号
債務者　中内　友子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４５２号
福岡市東区みどりが丘１丁目22番８号
債務者　花岡　頼嗣
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４６３号
福岡市東区下原１丁目20番54―101号
債務者　福田　　晃
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４８３号
福岡県春日市昇町６丁目127番地２クレアールガーデンズ春日206号
債務者　牛嶋　忠雄
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４８６号
福岡県糟屋郡志免町桜丘３丁目17番３号
債務者　久保　大輔
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５０１号
福岡市中央区春吉１丁目５番９号
債務者　竹森　良子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部